

児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議
 (令和6年度第1回)における「子供の自殺が起きた
 ときの背景調査の指針」の改訂に向けた主な御意見

○背景調査の進め方に関する意見

(詳細調査への意向確認について)

- ・ 詳細調査への意向確認を行う際の様式(「大切なお子さんを亡くされた方へ」)について、学校側が遺族に渡す際の対応や留意点を整理すべき。
- ・ 詳細調査への意向確認を行う際の様式について、詳細調査の目的である「再発防止」の目的よりも、「自殺に至る過程を丁寧に探る」という目的を強調すべきではないのではないか。

(遺族との関わりについて)

- ・ 自死事案が生じた場合、学校内外に対してどのように説明するのか(例: 自死であることを明らかにするか、しない場合どのように伝えるのか、報道等に対する説明する範囲等)については、遺族と学校との協議事項となると思うが、誰がどのタイミングで遺族と協議を行うのかについて整理すべき。
- ・ 自死直後には、詳細調査への移行を望まなかった場合でも、一定程度時間が経過した後、遺族が詳細調査の実施を望むケースも想定する必要があるのではないか。

○背景調査の体制や在り方に関する意見

(詳細調査の対象について)

- ・ 自死の要因は家庭状況や健康問題等の学校外等の様々な要因が考えられる中で、詳細調査の実施について、学校要因のみに絞ってしまうと、詳細調査の結果、提言された再発防止策は、学校要因に関することとなってしまう、今後の子供の自殺予防に活かす観点から懸念がある。さらに、友達関係といっても、放課後や塾等学校外の関係の中で、様々なことがあったというケースも考えられる。
- ・ 自殺予防、再発防止という観点では、本来的には、悉皆で背景調査を実施することが理想であるが、学校・教育委員会が調査を行う以上、調査には限界があり、結果的に、学校問題に起因する子供の自殺のみを対象とした詳細調査とい

うことになってしまうと、報告書には個人の生育歴や家庭の親子関係等の記載がなく、学校の課題が自死の原因の全てであるかのように見えてしまう懸念がある。

- ・学校は日頃から本人の特性や家庭の事情を踏まえた上での働きかけや、関係機関との連携した対応等を実施しているが、背景に本人の特性や家庭の事情があることも含めて、学校側が対応すべき点が十分であったかどうかも含めて、調査をする必要があると思う。学校要因に絞った詳細調査とすると、こうした複合的なケースが調査対象とならないのではないかという懸念がある。
- ・学校要因だけが自死の主たる原因であることは、数として多くはなく、さらに、学校要因に絞った詳細調査とすると、学校だけが責任を取る対象になってしまう危険性があるのではないか。
- ・不登校傾向の児童生徒であっても、様々な生きづらさや障害を抱えた子供たちに対して、教育の機会を提供する場である学校が何をする事ができたのかなどを、関係者全員で考えるという観点で、詳細調査の対象を幅広に取った方が良いのではないか。

(自殺未遂者への対応について)

- ・再発防止の観点では、自殺未遂をした子供たちの意見を聞くことが効果的。一方で、自殺未遂の定義に、リストカット等の自傷行為は含まれるのか、オーバードーズ等は含まれるのかについては難しい。

(背景調査実施における体制)

- ・基本調査の実施やその結果を踏まえた詳細調査への意向の確認を学校・教育委員会だけで対応するのでは大きな負担となることが考えられる。そのため、アドバイザー（第三者的な立場）の方が仲介に入る体制の整備を含めて人的な面での検討をするべき。
- ・学校や医療等での関わりが、継続的ではなく断続的であった児童生徒における調査を実施する際は、当該児童生徒の状況を総合的に把握できている関係者はいないため、こうした断続的な関わり合いを持っていた児童生徒の自死事案に関する調査の在り方については、こども家庭庁と連携し、検討していただきたい。